

○ 水産物消費拡大実行計画会議設置要綱 新旧対照表（案）

（下線部は改正部分）

改正後	改正前
1.（略） 2.（略） 3. 実行計画会議の構成等 （1）（略） （2）実行計画会議委員の任期は令和<u>8</u>年3月31日までとする。ただし、実行計画会議委員又は事務局から申し出がない場合は、任期を1年間延長する。 （3）～（5）（略） 4.（略） 5.（略） 6.（略） 7, 附則 本要綱は、令和3年9月17日から施行する。 本要項は、令和5年3月31日から施行する（一部改正） <u>本要項は、令和7年3月31日から施行する（一部改正）</u>	1.（略） 2.（略） 3. 実行計画会議の構成等 （1）（略） （2）実行計画会議委員の任期は令和<u>6</u>年3月31日までとする。ただし、実行計画会議委員又は事務局から申し出がない場合は、任期を1年間延長する。 （3）～（5）（略） 4.（略） 5.（略） 6.（略） 7, 附則 本要綱は、令和3年9月17日から施行する。 本要項は、令和5年3月31日から施行する（一部改正）